

2025年度(令和7年度) 第1回 藤沢市ケアラー支援協議会 議事要旨

I.開催概要

- 1 開催日時 2025年(令和7年)5月19日(月)
午後4時30分～午後6時30分
- 2 開催場所 藤沢市役所本庁舎6階 6-1会議室
- 3 開 会※()内は、目安時間
 - (1)委嘱式(2分)
 - (2)市長挨拶(3分)
 - (3)資料等の確認(2分)
 - (4)委員及び事務局等自己紹介(20分)
 - (5)会長及び副会長の選出(8分)
- 4 議 題 ※()内は、目安時間
 - (1)市からの報告事項(15分_17:05～17:20)
 - ア 条例及び協議会について【資料1】【資料2】(7分)
 - イ 令和7年度年間スケジュールについて【資料3】(3分)
 - ウ 質疑応答(5分)
 - (2)情報交換について(50分_17:20～18:07)
 - ア (仮称)ケアラー支援計画について【資料4】【資料5】(5分)
 - イ 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について【資料6】(7分)
 - ウ 意見交換(35分)
 - (3)その他(4分_18:07～18:11)
- 5 閉 会(1分_18:11～18:15)
・事務連絡

II.会議の概要(議事要旨)

1 開会

事務局の司会進行のもと、委嘱式、鈴木市長挨拶、資料確認、欠席者、委員及び事務局等自己紹介、会長及び副会長の選出を行った。

2 議題

議題(1)市からの報告事項

ア 条例及び協議会について

イ 令和7年度年間スケジュールについて

《資料 1～3について事務局より説明》

ウ 質疑応答

○質問1【伊草委員】

ヤングケアラーと若者ケアラーの違いは明確になっているのか。

○回答1【事務局】

条例において、ヤングケアラーにつきましては、18 歳未満を指し、若者ケアラーは、18 歳からおおむね 40 歳に達するまで方と定義している。

○質問2【伊草委員】

若者のケアラーという中で、働いている方と働いてない方がいるが、違いはどうか。

○回答2【事務局】

条例の第 2 条にビジネスケアラーというものがある。ケアラー自身も仕事をしている方をいう。

○事務局からの説明について趣旨了承。

議題(2)情報交換について

ア (仮称)ケアラー支援計画について

《資料4～5について事務局より説明》

《質疑応答》

○質問1【山田委員】

鎌倉市の資料は事業の掲載が中心であり、モニタリングが必要かどうかを検討していると思われる。藤沢市に関する情報をより詳しく知りたい。

○回答1【事務局】

藤沢市の取り組みにおいては、事業を単に羅列するのではなく、市の責務、市民、事業者、関係機関、学校などの役割を具現化するための市の体制構築を重視している。具体的な記述を通じて、市の計画を進める際に、既存のケアサービスやケアラー向けの事業などを整理し、参考資料としてまとめることをめざしている。

また、ケアラー支援計画において、各課の事業計画の中に様々なケアラーに関する内容が記載されており、進捗管理も各計画内で行われている。

○質問2【山田委員】

さきほどの計画としては 2 年だが、基本の計画として令和 8 年度から令和

11年度の計画になるという理解でよろしいか。

○回答2【事務局】

その通り。例えば調査等、情報集約していき、具体的な政策を計画していくイメージで、具体的な記載内容については、未定。

○事務局からの説明について趣旨了承。

イ 各種調査からのケアラーの状況と着目すべき点について

《資料6について事務局より説明》

ウ 意見交換

【青木会長】

当事者のご家族の立場からは、情報収集が難しいことや必要な情報が何か、実際の体験談などを共有し、他の委員にも意見を求めたい。

【中澤委員】

30年前、息子が20歳の時に脳炎となり、命をとりとめたものの様々な症状が出て、それを高次脳機能障がいと知るのは、後のことになる。

家庭では症状に対応することに追われ、行政等の支援を求め出向くことが困難であった。今、チャレンジⅡに参加し、このかわりにくい障がいについての支援と家族のあり方について理解と学び直しをしている。

【青木会長】

今、関わっている方々は、以前と比べ情報が取りやすい環境か。

【中澤委員】

スマートフォンなどのデジタルツールがある中で、情報は入手可能だが、自ら行動することが重要であると感じ、チャレンジⅡでの経験を貴重なものと考えている。他の家族も当事者と家族の将来についての困難に直面しており、自らの経験を通じて共感を覚えている。

【青木会長】

高次脳機能障がいは見えにくいため、当事者のご家族は本当に大変である。若い世代はツールを活用し情報を取得しやすいが、年齢の高い介護ケアラーの中には情報が届きにくいという課題もある。

【中澤委員】

息子とともに月1回、障がい児とその家族に絵本を読む会を8年ほど続けました。重い障がいがある妹に付き添う小学生の男の子からの手紙に「いつもありがとう、妹と母をよろしく願います」とあり、日々どれほどの思いを抱えているのだろうか、胸が痛くなりました。

【伊草委員】

資料の中で、中高生のケアラーが「相談しても状況が変わると思わない」と述べたことに共感し、自らも妻の病気で相談先が見つからず苦しんだ経験を持つ。保健所から若年性認知症の家族会の存在を知り、参加した結果、自身が助けられたことが印象深く残っている。家族会の重要性を強く感じ、相談できる場があれば自分も助けられると考えている。絆会の会員からは、改善に向けた意見や話を期待されており、具体的な話し合いが進む際には協力する意向を示している。

【青木会長】

同じ立場の人々のネットワークを活用して、相談しても解決しない場合、情報共有が重要であると考えられる。

【大西委員】

高齢者支援の中で、ビジネスケアラーや若者ケアラーと接する機会がある。アンケートはヤングケアラーに焦点を当てているが、若者ケアラーやビジネスケアラーも多数存在すると考えられる。自身も介護を気にしながら仕事をする世代であり、ケアラーの範囲が広いため整理が必要であり、考え方も異なる可能性があると感じている。

【山田委員】

当事業所では、15 歳以上の発達障がいや知的障がいを抱える方の相談を受けている。知的障がいを持つ方が多く、鬱症状や脅迫的な行動によって家族に影響を及ぼすケースもある。閉鎖的な状況で家族を支配しようとする行動や、死をほのめかす行動も見られる。これらの状況に陥ると、関わりを持つことに自信を失い、恐怖や高いストレスを感じることもある。基本的な関わり方として、家族以外の人との交流を通じて社会性を養うことを重視している。

当事業所では、過去に否定的な人間関係を経験した方々に対して、どう肯定的に関わっていくかが重要視されている。相談者が「話しても仕方がない」と感じる状況においても、コミュニケーションを大切にし、顔を見に行ったり、カードゲームを通じて関係性を築く取り組みを行ったりしている。社会でのコミュニケーションが難しい中、他者との関わりを大切にし、家族以外との交流やサポートに注力している。

多くの相談者は、自身がケアラーであるという自覚を持っておらず、家族としてのケアが当たり前と考えているケースが多い。ケアラー条例や計画を通じて、ケアラーが他人事ではなく自分事として認識されるようになれば、自身も

ケアラーであることに気づきやすくなること期待したい。

【大慈委員】

訪問看護師として、ケアラーの支援範囲や自身の役割について悩んでいる。訪問看護師は家庭に入りやすい立場であり、SOS を察知しやすいが、自身の仕事の範囲を超えた支援が難しいことが多い。訪問看護師としても手を差し伸べたいが、適切な線引きが必要である。自らも子どもを持つ立場から、支援者として情報発信することで支援を提供したいと考えている。

【松本委員】

自身も両親の介護や母の精神疾患のサポートをしながら、家族としての役割を果たしてきた経験から、ケアラーの存在について考えるようになった。現在は障がいのある孫もいますが、障がいのある子を抱えながらパート勤務をする娘は大変だと思う。地域の住民による障がいがある方々へのサポートの必要性を感じつつも、声を掛けることや申請手続きなどの壁があるため、見守る立場で心配している。

【後藤委員】

中学校までは義務教育であり、子どもが困っている場合や問題を抱えている場合のサインを見つけやすい場所である。また保護者も困難を抱えていることがあり、そのような状況で学校は慎重に情報を扱い、個人情報の取り扱いについて注意が必要である。支援を求めている場合は繋ぎやすいが、逆に支援を求めていない場合は繋ぎにくい。深掘りすることが信頼関係に影響を与え、個人情報の取り扱いに注意が必要である。また、学校は個人情報を警察など外部機関と共有しない方針があり、情報共有や連携は重要だと考えるが、個人情報の取り扱いについて慎重に考える必要があると感じている。

【青木会長】

学校は問題や困難を発見する立場であるが、情報発信や共有は難しい。情報の取り扱いについて慎重に考慮されるべきである。

【大川委員】

中学校では自分の状況を認識しやすくなり、家庭や環境の違いに気づくこともある。部活動で欠席が多い場合、子どもが話したがっている可能性がある。中学校は 3 年間しかないので、早めに支援を受けることが重要だが、学校や関係者と相談しながら進めることが望ましい。

【田中委員】

事業所は支援計画において、市や市民との連携や役割を理解し、事業者と

してどのような行動を取るべきかを考える必要がある。具体的なケアラーに関する相談を受けた経験がないため、事業者の考えや行動について十分理解する必要があると感じている。

認知症の母親を兄弟 3 人で介護しており、妹は介護休暇を取りながらデイサービスを利用して母親の面倒を見ている。実家に月 2～3 回通い、食事や薬、お金の管理を行っている。過去に父とおじの介護も行い、妻の介護の経験を活かして協力し、おじの介護を成功させた。ビジネスケアラーとしての役割を意識し、事業者の意見も参考にしながら、母親の介護に取り組んでいる。この会議の中で少し事業者の意見を聞きながら、発言していきたいと考えている。

【青木会長】

事業者の方からケアラーに関する相談を受けたことがないとのことで、情報を御存知でないということか。

【田中委員】

小規模事業者では、従業員数が少ない場合が多く、人手不足が課題となっている。人材確保や維持のためには、適切なケアが必要であり、事業主もケアに着目する必要がある。特に 5 名以下の商業サービス業や 20 名以下の建設業などでこの課題が顕著である。今後はやはり事業主の方も着目してきちんとケアをしていくといったことが必要になってくると思う。

【興邊委員】

日本精工出身で、大手企業である日本精工では介護や育児休暇制度を整備している。年次有給休暇を時間単位で取得できるように改善し、労働者の介護や子育てへの対応を重視している。少子高齢化による労働人口の不足が企業の存続に影響を与えており、神奈川県内の企業でも生産危機が報じられている。働き手の介護や育児への時間投入が企業にとっても課題であり、企業の環境や労働力不足が深刻な問題となっている。

ビジネスケアラーについては、若手や若者のケアラーに直結する重要性を認識しており、労働組合として企業と協力し、労働者の立場から意見を述べる責務を感じている。労働組合が企業と共に課題解決に取り組むことで、効果的な解決策が見出せると考えており、経験者の意見を参考にしながら進めていきたい。

【深見委員】

ケアラーが自身の気持ちや困りごとに気づかず、困難がないと感じる場合がある。一方で、ケアラーが介入を受けずにバランスを保ちながら問題を解決

している家庭も存在し、介入を望まない、形を変えたくないという気持ちもある。今後の計画作成においては、ケアラーの心理に配慮した計画を立てるべきであり、ケアラーの心情を大切にすることが必要だと考えられている。

また、福祉事業者側では、ビジネスケアラーの重要性を認識し、介護が必要な従業員への両立支援や雇用形態の柔軟性について検討している。特に中小企業への支援を計画に取り入れることが望ましく、復帰支援などにも注力している。ハローワークなどと連携し、職場復帰や仕事復帰を希望する人々のニーズを把握し、サポートすることが重要と考えられている。

福祉事業者や教育関係者などが最初にケアラーの存在に気づき、自身の職域を越えることや介入の度合いについて懸念することがある。そのため、支援者に対してケアラーの政策について周知することが重要であり、支援者への情報提供や周知がケアラー支援の成功につながると考える。

【樺山委員】

立場の重要性を強調し、ケアラーという抽象的な言葉を具体的な行動に落とし込むことが必要だと考えている。課題を整理した後、問題解決に向けての流れを作り出すことが重要であると感じている。

【青木会長】

情報提供の前に信頼関係の構築が重要であり、情報提供サービスのセー
ルスだけでなく、相手の状況を理解し、個人情報保護に気を付けながら情報共有することが求められる。また、支援者は相手の心情や心理に寄り添いながら、情報共有を行う必要があるという意見もあった。

議題(3) その他

・事務連絡

【事務局】

事務連絡。次回会議について7月1日火曜日午前10時30分から本庁舎8階8-1・8-2会議室で開催を予定。

3 閉会

古郡福祉部長のもと、閉会。

以 上